

目次

序章 はじめに

| | |
|------------|----|
| 1 計画の基本的事項 | 2 |
| 2 三浦市の概況 | 5 |
| 3 計画改定の視点 | 32 |

第1章 みどりの基本構想

| | |
|-----------------|----|
| 1 基本理念 | 37 |
| 2 緑地の保全および緑化の目標 | 39 |
| 3 みどりの将来構造 | 41 |
| 4 計画と施策の体系 | 48 |

第2章 みどりの配置・整備方針

| | |
|----------------------|----|
| 1 三浦市の生態系評価 | 51 |
| 2 緑地の系統別配置方針 | 56 |
| 3 みどりの保全および整備の基本的考え方 | 60 |
| 4 施設緑地の整備方針 | 62 |
| 5 地域制緑地の指定方針 | 71 |
| 6 都市緑化の推進方針 | 74 |

第3章 三浦市のみどりづくり施策

| | |
|----------------|----|
| 1 海と大地のみどりを守る | 75 |
| 2 街の緑化を推進する | 85 |
| 3 人がみんなで行きとどめる | 94 |

第4章 みどりづくりを重点的に進める地区の施策方針

| | |
|----------------------|-----|
| 1 基本的考え方 | 101 |
| 2 重点的に地区のみどりの保全に取り組む | 102 |
| 3 重点的に地区の緑化推進に取り組む | 110 |
| 4 重点的に道路の緑化に取り組む | 118 |

第5章 具体化への取り組み

| | |
|-------------------|-----|
| 1 計画具体化のための役割分担 | 121 |
| 2 計画実現のための整備プログラム | 124 |
| 3 計画の評価と見直し | 127 |

| | |
|--------------|-----|
| 三浦市みどりの基本計画図 | 128 |
|--------------|-----|

| | |
|------|-----|
| 巻末資料 | 129 |
|------|-----|

序章 はじめに

1 計画の基本的事項

(1) 目的

三浦市（以下、「本市」とします）では、みどりに関する各施策を推進するため、平成10年に「三浦市緑の基本計画」を策定しており、既に9年が経過しています。

その間、上位関連計画の策定や、市民参加の一層の進展や環境保護に対する市民意識の高まり、その他社会情勢の変化等、様々な変化が生じています。

また、平成16年にはいわゆる景観みどり三法として景観法が新たに制定されるとともに、都市緑地保全法が都市緑地法として生まれ変わり、都市公園法の上位の法律として位置づけられ法制面も劇的に変化しています。加えて、都市計画法においても都市計画提案制度として市民の側からまちづくりの提案ができるよう制度の充実が図られました。

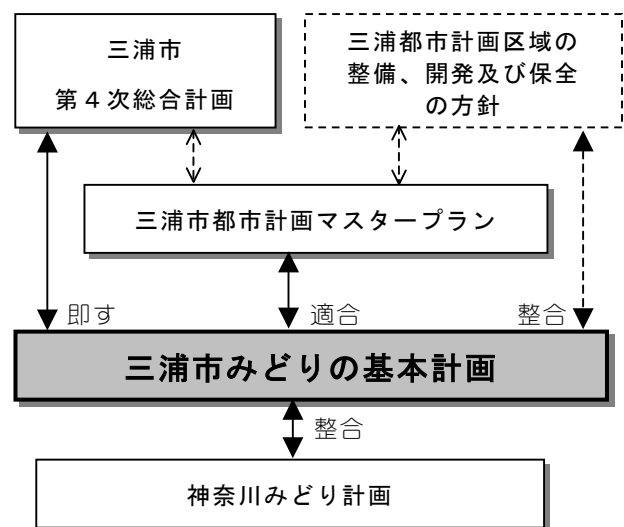
このような状況を踏まえ、これまでの計画の基礎となる部分を尊重しつつ、新しい都市緑地法に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画『みどりの基本計画』」として機能するよう改め、本市の地域特性を最大限に発揮する、21世紀にふさわしいみどりの基本計画として見直し、みどりに関する各種施策の円滑な推進に資することを目的とします。

(2) 位置づけ

この計画は、都市緑地法第4条を根拠とする本市の緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画「三浦しみどりの基本計画（以下、「本計画」とします）」です。今後、各種みどり施策は本計画に基づいて実施します。

また、本計画は地方自治法第2条第4項に定める市町村の基本構想「第4次三浦市総合計画」に即したものです。加えて、都市計画法第18条の2を根拠とする市町村の都市計画に関する基本的な方針「三浦市都市計画マスタープラン（以下、「都市マス」とします）」に適合し、その緑地に関する内容を具体化したものです。

加えて、広域緑地計画の内容を含む県レベルの広域的なみどりの施策を定めた「神奈川みどり計画」の示す方針との整合を図ります。



図序-1 本計画の位置づけ

(3) 対象とする「みどり」

みどりの基本計画は、都市のみどりとオープンスペースに関する総合的な計画であることから、この計画で対象とする「みどり」とは、以下に掲げるものとします。

① 計画の対象とするみどり

多様な生態系を育む自然環境

海や干潟・海岸・岩礁など沿岸部の自然環境、市中央部の大規模樹林・台地上の畑作地帯・河川・池沼など大地の自然環境、丘を縁取る斜面樹林など、本市の特徴である多様な自然環境を対象とします。

また、上記の自然環境に生息・生育する生き物を含め、これらによって形成される生態系についても対象とします。

様々な機能を持つオープンスペース

公園・緑地等をはじめ、環境の保全やレクリエーション・防災・大気汚染防止・騒音防止・気象緩和等の機能を有する空間すべてを対象とします。

創造された緑化空間

街路樹や草花によって彩られた花壇等、植物によってまちにいろどりを与えること等を目的として、人の手によって創造された緑化空間を対象とします。

② 数値的な目標の対象とするみどり

将来のみどりの確保を計画的に推進するため、数値目標を示すことは重要です。

このため、“数値的な目標の対象とするみどり”をこの計画では“緑地”として位置づけ、以下のように分類します。

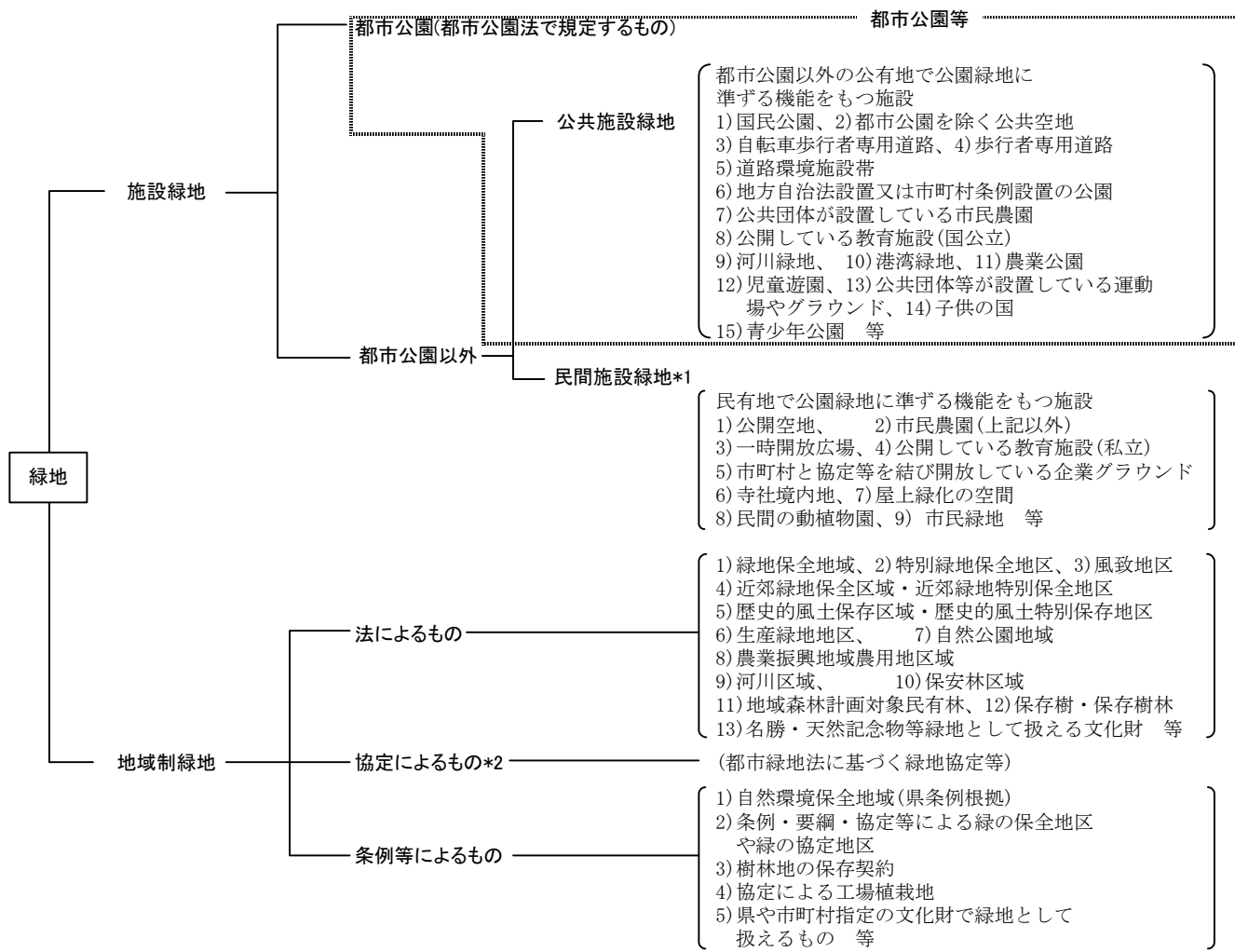
緑地は、大きく分けると施設緑地と地域制緑地の二つに分類されます。

施設緑地とは、公園・緑地・広場等、主に市民が施設を利用することを前提とした緑地を位置づけます。都市公園とそれ以外のものに大別され、都市公園は都市公園法に基づき自治体が整備した公園を指します。それ以外のものとは、都市公園以外のもので公園・緑地に準じた機能を持ち、公的に管理される緑地である公共施設緑地と、私有地で公園・緑地に準じた機能を持つ緑地である民間施設緑地を指します。

また、地域制緑地とは、法や協定・条例等の法的な規制により一定の区域の緑地を保全する制度によって守られた緑地を指します。

次ページに緑地の分類の詳細について示します。

表序-1 緑地の分類



注*1:民間施設緑地は、公開しているもの、500㎡以上の一団となった土地で建ぺい率がおおむね20%以下のもの、持続性があるものとする。
 注*2:面積算定をする場合は、植栽地面積等(協定により担保される緑化面積)を対象とする。

資料:「神奈川県緑の基本計画作成の手引き(神奈川県都市公園課、平成7年1月)」による。
 ただし、平成16年都市緑地法改正に合わせて、一部の名称の修正と緑地を追加した。

2 三浦市の概況

(1) 地理的条件および社会的条件の概要

① 位置



本市は、神奈川県南東部・三浦半島の最南端に位置し、東京都中心部から60km、横浜から30km余の距離にあります。

市域は東西6.8km、南北9.4km、面積3,144haの規模を持っています。

図序-2 三浦市の位置

② 歴史

本市は、立地的・地理的な要因により、旧石器時代・縄文・弥生・古墳各時代の遺跡が台地上に広く分布しています。

鎌倉時代初期には、和田義盛をはじめとする三浦一族が活躍し、また、この時代は三崎に桜、椿、桃の三つの御所が開かれ、源頼朝をはじめとして多くの要人が来遊しました。

江戸時代には港町としてにぎわい、次第に漁港としての整備が進み、これが近年における遠洋漁業基地としての都市形成の基礎を築いたと言えます。

近代に入ると、国防拠点・三崎マグロをはじめとする水産基地・海洋研究の場となった他、良好な自然環境や海岸線の港湾としての資質を活かして、保養の地、海洋レジャーの基地としてマリーナ、別荘地、水族館等の整備が進みました。

また、台地上は畑地の整備が順次進められ、三浦ダイコン等の産地として、首都圏の一大農業生産拠点が形成されました。

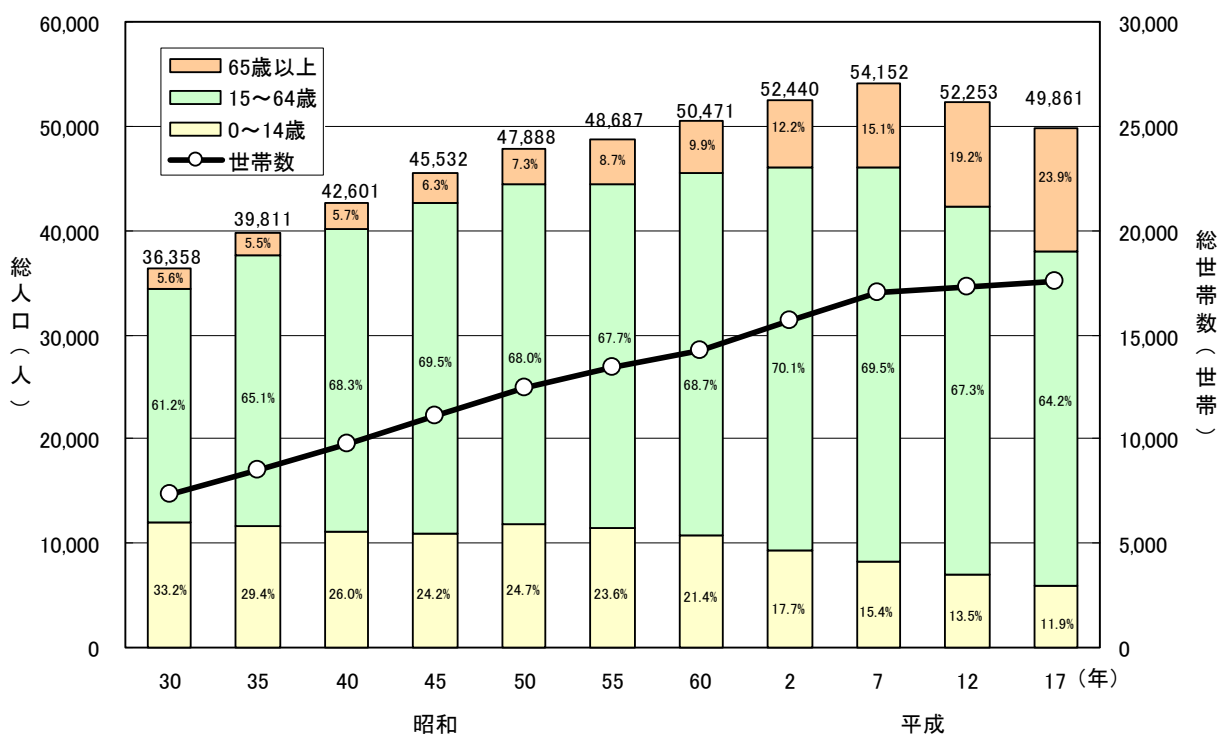
現在の三浦市は昭和30年1月1日に三崎町、南下浦町、初声村が合併して誕生しました。

農業生産が引き続き盛んな中、京浜急行電鉄久里浜線の延伸に伴い、三浦海岸駅や三崎口駅が開設され、駅周辺で市街化が進行し、みどりとベッドタウンが共存する都市として現在に至っています。

③ 人 口

平成18年現在の本市の総人口は49,646人、世帯数は17,848世帯となっています。昭和30年から緩やかに増加してきましたが、平成7年以降、人口は減少傾向にあります。

また、年齢別にみると年少人口11.9%に対して高齢者人口は23.9%を占めており、本市でも少子化の影響による年少人口の減少と、高齢者人口の増大による高齢化が進行していることがうかがえます。



資料：国勢調査

図序-3 年齢別人口と世帯数の推移

④ 土地利用

本市の都市計画区域面積は 3,144ha（平成 19 年 3 月現在）で、市街化区域は 795ha で全体の約 25.3%です。地目別土地利用をみると、過去 10 年間土地利用に大きな変化はありません。農地と山林が市域の 50%以上を占めています。

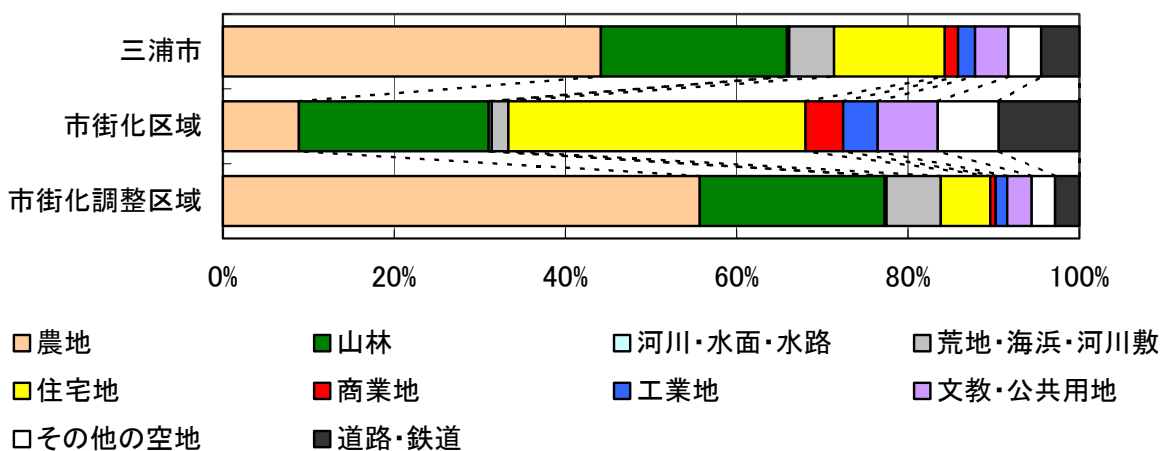
区域区別の土地利用をみると、市街化区域内では、住宅地が 3 割を占め、山林も 2 割程度となっています。市街化調整区域では、農地が 5 割以上を占めており、丘陵地を中心に独特の農地景観が広がっています。

表序-2 土地利用の推移

（単位：ha）

| 地目別 | 農地 | 山林 | 宅地 | その他 | 合計 |
|---------|-------|-----|-----|-----|-------|
| 平成 5 年 | 1,236 | 549 | 455 | 969 | 3,210 |
| 平成 6 年 | 1,232 | 540 | 464 | 976 | 3,212 |
| 平成 7 年 | 1,231 | 539 | 467 | 975 | 3,212 |
| 平成 8 年 | 1,227 | 539 | 468 | 978 | 3,212 |
| 平成 9 年 | 1,226 | 536 | 470 | 982 | 3,214 |
| 平成 10 年 | 1,224 | 534 | 478 | 977 | 3,214 |
| 平成 11 年 | 1,223 | 534 | 486 | 971 | 3,214 |
| 平成 12 年 | 1,223 | 531 | 487 | 975 | 3,216 |
| 平成 13 年 | 1,222 | 529 | 487 | 978 | 3,216 |
| 平成 14 年 | 1,220 | 527 | 488 | 981 | 3,216 |
| 平成 15 年 | 1,205 | 533 | 488 | 990 | 3,216 |
| 平成 16 年 | 1,204 | 532 | 490 | 990 | 3,216 |

資料：固定資産概要調書 合計面積は市域面積と一致しません。



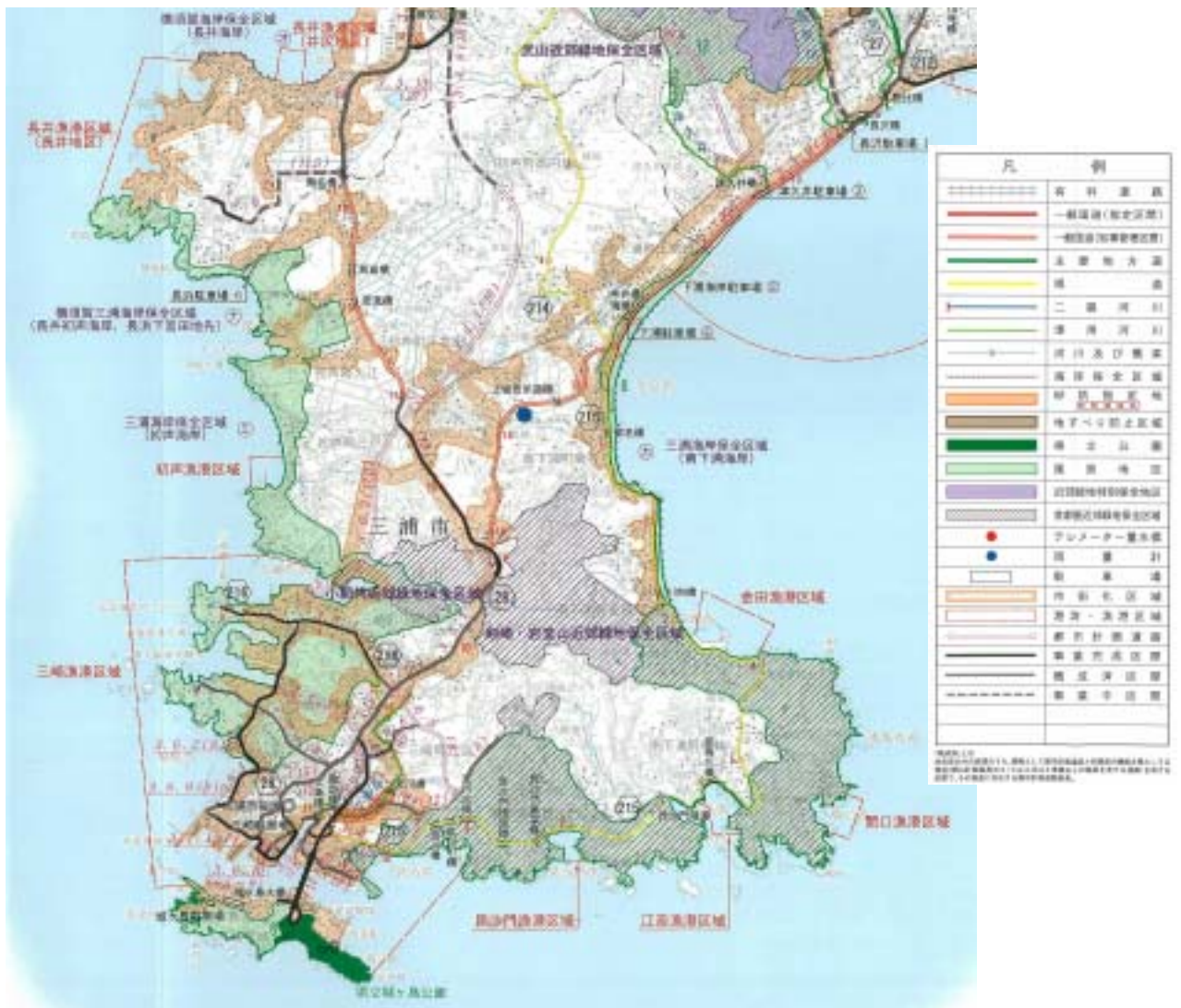
図序-4 平成 17 年土地利用状況

資料：H17 都市計画基礎調査

⑤ 交通網

道路交通網は、国道 134 号と県道 26 号（横須賀三崎）を広域の幹線とし、県道 215 号（上宮田金田三崎港）、県道 214 号（武上宮田）、県道 216 号（油壺）、市道 35 号線、都市計画道路 3・5・2 城ヶ島線等が主要な道路網を構成しています。市内では、県道 26 号（横須賀三崎）の混雑度が最も高く、国道 134 号と県道 216 号（油壺）、215 号（上宮田金田三崎港）がこれに続いています。

観光集中期等では主要な交差点部で慢性的な交通渋滞があり、また、市内には歩道が十分に整備された道路が少ないのも現状です。



図序-5 三浦市の主要道路網図

資料：横須賀土木事務所管内都市計画道路網図

(2) みどりと自然環境

① 地形

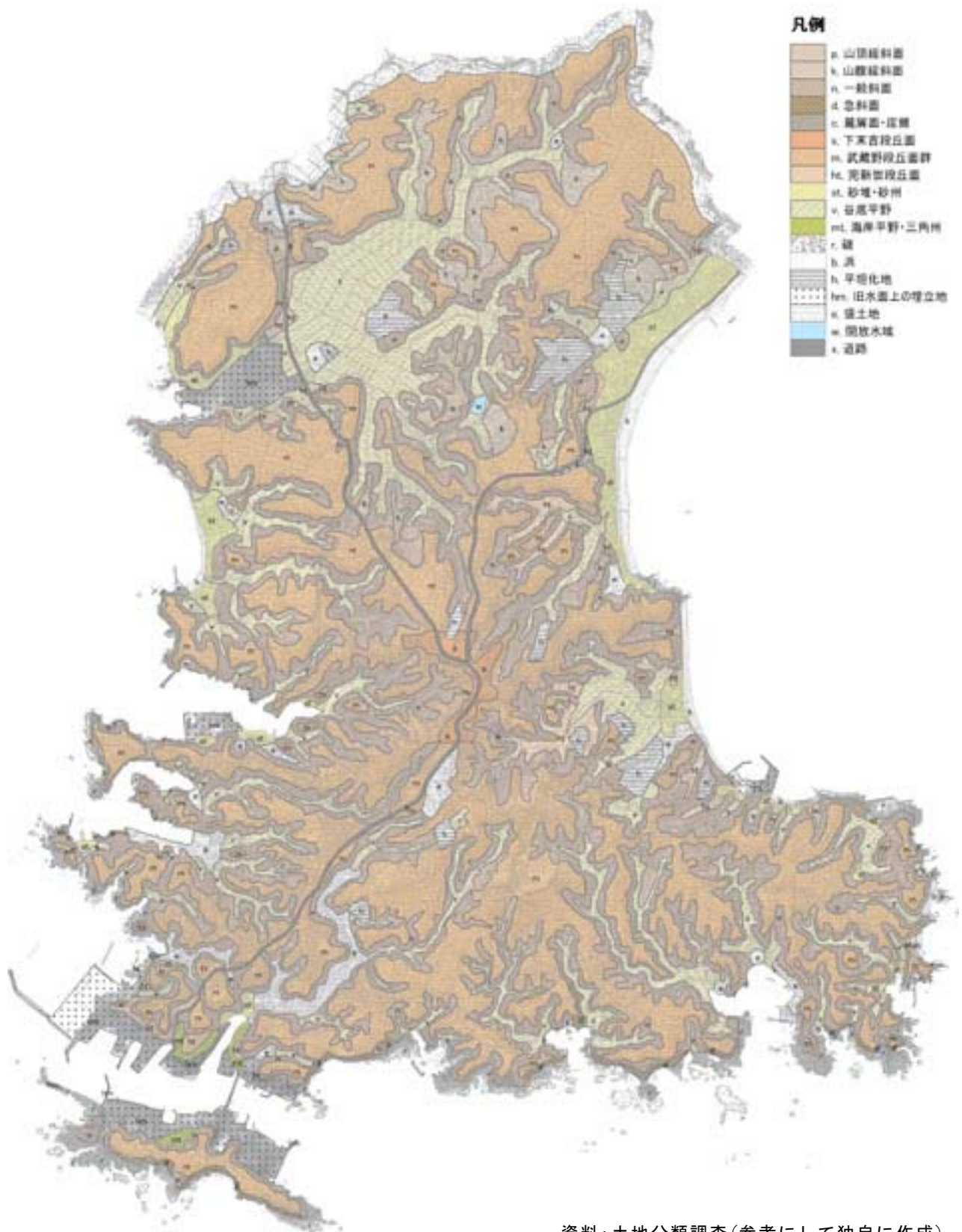
本市は太平洋に向かって突き出した三浦半島の南端に位置し、劔崎を境に市域の東側は東京湾(浦賀水道)、西側を相模湾に面しており、諸磯や油壺等のリアス式海岸、三浦海岸や長浜海岸等の砂浜、江奈湾や小網代の干潟、毘沙門や松輪の岩礁海岸等、全長 50.3 km の変化に富んだ海岸線を有しています。

地形的には、なだらかな台地とこれを刻むたくさんの小さな谷戸から構成されています。

火山灰層(関東ローム)に覆われた台地は、標高 50m 前後の高さとなっており、岩堂山の 82.2m が市内最高地点となっています。また、土壌はきわめて富養でその多くは農業に適する腐植質の黒土に覆われています。

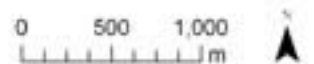


江奈湾の全景



資料：土地分類調査（参考にして独自に作成）

図序-6 三浦市の地形図



② 気 候

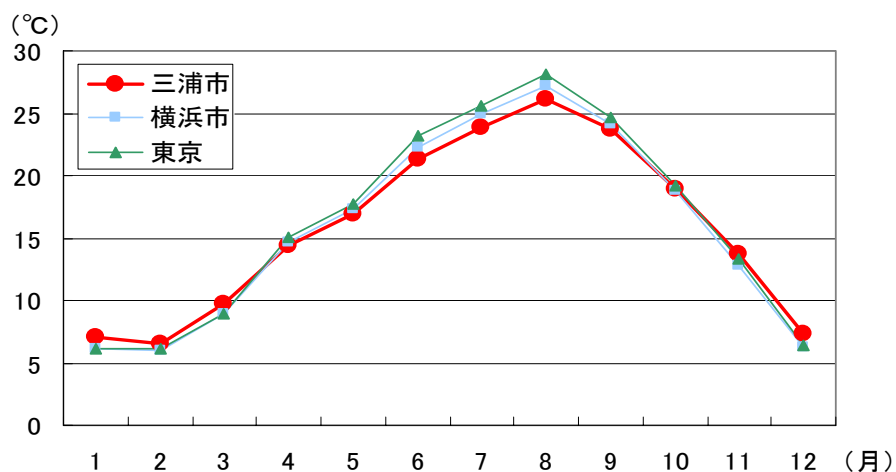
本市は、日本全体の気候区分では、太平洋気候区に属しています。春から夏にかけて、湿った南西の風が吹き、秋から冬にかけては、晴天が続き、乾燥した北寄りの季節風が吹きます。また、三浦半島の南端に位置し、相模灘沖を流れる黒潮の影響も受けることから、同じ緯度の他地域に比べて温暖で、気温差が少ない等の特徴があります。

本市の年平均気温は、平成 17 年で 15.8℃ですが、冬 1 月の平均気温は 7.1℃で、一方、8 月の平均気温は 26.1℃と東京、横浜市等と比べて、冬暖かく、夏はあまり気温が上がらず、過ごしやすい気候となっています。

市内でも気温の差がみられ、特に冬は北から南へ順に高くなっています。

降水量は、年に平均 1500mm 前後で県内でも比較的雨の少ない地域です。

この温暖な気候が本市の植生に大きな影響を与えています。



資料：平成 17 年度版三浦市統計書、気象庁 HP

図序-7 三浦市・横浜市・東京の平均気温のグラフ (平成 17 年)

表序-3 三浦市の気象 (平成 17 年)

| | 降水量 mm | 平均気温 ℃ | 最高気温 ℃ | 最低気温 ℃ | 最大風速 m/s | 最多風向 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|------|
| 1月 | 36 | 7.1 | 17.3 | 0.9 | 24.3 | 北北東 |
| 2月 | 65 | 6.5 | 16.0 | 0.2 | 26.8 | 北北東 |
| 3月 | 87.5 | 9.7 | 19.4 | 0.4 | 25.9 | 北東 |
| 4月 | 116 | 14.4 | 24.5 | 5.1 | 25.4 | 南西 |
| 5月 | 89 | 17 | 26.0 | 9.2 | 22.6 | 北東 |
| 6月 | 216 | 21.4 | 31.0 | 16.2 | 18.0 | 南西 |
| 7月 | 194 | 23.9 | 30.8 | 18.7 | 20.5 | 南西 |
| 8月 | 231.5 | 26.1 | 31.6 | 21.6 | 43.7 | 南南西 |
| 9月 | 141.5 | 23.7 | 30.3 | 16.4 | 25.4 | 北東 |
| 10月 | 188.5 | 19 | 27.3 | 12.2 | 22.6 | 北北東 |
| 11月 | 76 | 13.7 | 23.1 | 6.4 | 22.7 | 北東 |
| 12月 | 16.5 | 7.4 | 15.9 | 1.1 | 25.4 | 北東 |
| 全年 | 1457.5 | 15.8 | 24.4 | 9.0 | 25.3 | 北東 |

資料：平成 17 年度版三浦市統計書

③ 自然特性

本市の海岸線は、砂浜、磯、断崖と入江、岬、干潟等首都圏では類をみない多様な自然海岸が多くを占めています。

三浦半島の南端に位置し、周囲が海に面していることから、温暖な気候の影響を受けた特徴的な動植物が数多くみられます。特に、海岸には三浦市の花となっているハマユウをはじめ、ハマエンドウ、ハマダイコン、イソギク、ハマヒルガオ、ハマナデシコ、ハマカンゾウ等多様な海浜性の植物を見ることができます。また、県内で本市にしかないイズアサツキ、ハマナタマメ等の貴重な植物もみられます。

また、入り組んだ谷戸の斜面や、海に面した台地斜面には、照葉樹とも呼ばれる常緑広葉樹（タブノキ、マテバシイ、スタジイ等が中心）がみられ、温暖な本市を特徴づける植物となっています。

動物では、ウミウ、ヒメウが越冬を目的に城ヶ島南岸の赤羽根海岸の断崖地に飛来し、留鳥として生息しているクロサギの生息地も含めて、「城ヶ島のウミウ・ヒメウ及びクロサギの生息地」として、県指定の天然記念物にもなっています。

また、6～7月の満月、新月後の数日間、満潮の2～3時間前に、油壺地区の砂浜に集団で産卵にくるクサフグ、夏の大潮の夜、森から海へ出てきて子供を産むアカテガニ、きれいな水の流れるところに住むホタル、小松ヶ池周辺の水鳥、海中の魚貝類、磯の生物、アマモや海藻類等によって豊かな自然が形づくられています。

人々の営みがつくり出した自然として、台地上を中心に市域の大部分を占めているダイコンやキャベツ、スイカ等の畑作地帯があります。市内最高地点の岩堂山付近からは、美しい農地景観を望むことができます。

このように、本市には多様な自然環境が存在し、様々な動植物が生息・生育しており、市中央部に位置する小網代の森には、集水域となる広大な樹林地から湿地、干潟、海までが河川によってつながる、貴重な集水域生態系が形成されています。

一方では、帰化植物の分布拡大と、アライグマ等の生息拡大による生態系の攪乱が問題となっています。

特にアライグマは年々急速に生息数を増加させており、多くの農業被害を出すとともに、在来の生き物に対しての影響が懸念されています。



海浜植物の宝庫・黒崎の鼻

④ 現存植生状況

本市の植生は常緑広葉樹林域であるヤブツバキクラス域(クラスは植物群落分類の最も上の単位)に属しています。

現存植生の多くは、本来その土地に生育していた自然植生(原生林等)が人間活動の影響によって置き換えられた代償植生(二次林等)であり、現存植生図の作成にあたっては、植生区分はこれらクラス域の植生について自然植生と代償植生とに区分しています。

本市の現存植生の特徴としては、本市の地形・気候を反映して、海浜植生、塩沼地植生、海岸断崖地植生等、海辺の植生がみられる点と、自然・代償植生とも常緑広葉樹が優先する植生が多くみられることです。

本計画の改定にあたり、平成18年度に実施した植生調査によって得られた結果について、以下にその概要を示します。

ア 自然植生

表序-4 樹林植生

| | | | |
|----------|-----|---------------|---|
| 海岸風衝低木群落 | A-1 | マサキトベラ群落 | <ul style="list-style-type: none"> 海岸付近の風衝地に成立し、マサキ、トベラなどの常緑広葉樹が優占する群落である 黒崎、城ヶ島、毘沙門、剣崎、雨崎などの海岸断崖地に発達しており、帯状の群落を形成していた |
| 常緑広葉樹林 | A-2 | ヤブニッケイ-タブノキ群落 | <ul style="list-style-type: none"> 常緑広葉樹のヤブニッケイ、タブノキで構成される群落である 林内は暗く、被陰地に耐える常緑広葉樹が生育していた沿岸部で多く確認した他、毘沙門・松輪などの内陸部でも確認した |

表序-5 草地植生

| | | | |
|---------|-----|---------|--|
| 海浜植生 | A-3 | 海浜植生 | <ul style="list-style-type: none"> 海岸の砂丘に成立する低木群落または草本群落である コウボウシバ群落、ギョウギシバ群落、ツルナ-ハマダイコン群落、ハマグルマ-ハマゴウ群落、ハマヒルガオ群落を確認した 三浦海岸、金田湾一帯の砂浜、三戸海岸で見られた |
| 塩沼地植生 | A-4 | 塩沼地植生 | <ul style="list-style-type: none"> 小湾や河口の、波浪の影響が少ない沼沢地に形成される群落である 小網代湾でアイアシ群落を確認した 毘沙門、松輪の岩礁帯に形成された砂地でシオクグ群落を確認した 毘沙門のヨシ原の中でヒトモトススキ群落を確認した |
| 海岸断崖地植生 | A-5 | 海岸断崖地植生 | <ul style="list-style-type: none"> 海岸沿いの風衝の強い、乾燥した断崖地に発達する多年生草本群落である ハチジョウススキ、イソギク、ヒゲスゲ、ハマナタマメがそれぞれ優占する群落を確認した 黒崎、城ヶ島、毘沙門、雨崎などで見られ、三浦半島の海岸断崖地を代表する植物群落である |

イ 代償植生

表序-6 樹林植生

| | | | |
|--------|-----|-------------------|---|
| 常緑広葉樹林 | B-1 | スダジイ群落 | <ul style="list-style-type: none"> 常緑広葉樹のスダジイが高木層に優占する群落である 丘陵地や、台地斜面などで確認した |
| | B-2 | マテバシイ群落 | <ul style="list-style-type: none"> 常緑広葉樹のマテバシイが高木層に優占する群落である マテバシイのほか、シロダモ、モチノキ、カクレミノなど陰地に耐える植物の生育が目立った 高木層にマテバシイが密生しているため、林床植生は貧弱である マテバシイは植栽起源と考えられ、海岸近くから内陸部まで広範囲に広がっている |
| 落葉広葉樹林 | C-1 | コナラ群落 | <ul style="list-style-type: none"> 落葉広葉樹のコナラが優占する二次林である 高木層・亜高木層にはコナラのほか、モチノキ、カクレミノ、マテバシイ、シロダモなどの常緑広葉樹が見られた 丘陵部斜面で広く見られるほか、小網代の森には大規模なコナラ林を確認した |
| | C-2 | ケヤキ群落 | <ul style="list-style-type: none"> ケヤキが優占する落葉広葉樹二次林である ケヤキの他に、マテバシイやモウソウチクが侵入している群落を確認した 屋敷林や斜面林として確認した |
| | C-3 | オオバヤシヤブシ群落 | <ul style="list-style-type: none"> オオバヤシヤブシが優占する落葉広葉樹二次林である 伐採跡地や崩壊地、畑放棄地などに出現し、油壺の沿岸部と小網代の森で確認した |
| | C-4 | アカメガシワ-カラスザンショウ群落 | <ul style="list-style-type: none"> カラスザンショウ、アカメガシワ、ハゼノキなどの先駆性の落葉広葉樹が優占する二次林である 崩壊地や伐採跡地に成立し、丘陵地斜面で多く見られた |
| 湿性樹林 | D-1 | ヤナギ群落 | <ul style="list-style-type: none"> 低地の過湿な場所に成立する、ヤナギ類を中心とする群落である 小網代の森で確認した |
| | D-2 | ハンノキ群落 | <ul style="list-style-type: none"> 落葉広葉樹であるハンノキが優占する、湿った場所に成立する群落である 油壺湾に面した谷筋で確認したハンノキ群落では、ヤブニッケイ、カクレミノ、アズマネザサが侵入していた |
| | D-3 | エノキ群落 | <ul style="list-style-type: none"> 落葉広葉樹のエノキが優占する落葉広葉樹林である 高木層にエノキのほか、ヤマザクラ、ミズキ、ハゼノキが出現する群落が見られた 丘陵部斜面や屋敷林周辺などで確認した |
| 竹林 | E-1 | 竹林 | <ul style="list-style-type: none"> モウソウチクが高被度で優占する群落である 林内が暗く、シロダモ、アオキなどが低被度で出現していた 屋敷林の周辺で見られた |
| 植林 | F-1 | スギ-ヒノキ植林 | <ul style="list-style-type: none"> 常緑針葉樹のスギやヒノキの植林である 林内には、タブノキやマテバシイ、シロダモなどの常緑広葉樹が出現していた |
| | F-2 | クロマツ植林 | <ul style="list-style-type: none"> 植栽されたクロマツが優占する常緑針葉樹林である 松枯れが目立っていた |
| | F-3 | クスノキ植林 | <ul style="list-style-type: none"> 常緑広葉樹のクスノキの植栽地 |
| | F-4 | その他の植栽樹種 | <ul style="list-style-type: none"> その他の樹種の植栽地 |

表序-7 草地植生

| | | | |
|------|-----|-----------------|--|
| 湿性草地 | G-1 | ガマ群落 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 抽水性多年生草本のガマが優占する群落である ・ 谷戸谷底部などで確認した |
| | G-2 | ヨシ群落 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 抽水性多年生草本のヨシが優占する群落である ・ 純群落が多く見られたが、ミゾソバなどの湿性草本を伴う群落も確認した ・ 小網代の森の谷戸谷底部や入り江などで確認した |
| | G-3 | オギ群落 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高茎多年生草本のオギが優占する群落である ・ 湿性草地の中では最も乾いた場所に成立する ・ 谷戸谷底部に見られ、小網代の森で大きな群落を確認した |
| 乾性草地 | H-1 | ススキ群落 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高茎多年生草本のススキが優占する群落である ・ 伐採跡地や耕作放棄地、河川敷などに成立する植物群落で、日本の代表的な草地である ・ 市内各所で確認した |
| | H-2 | ササ群落 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ササ類が優占する群落である ・ 海岸断崖地や畑地周辺、伐採跡地など様々な場所で確認した |
| | H-3 | クズーセイタカアワダチソウ群落 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高茎多年生草本のセイタカアワダチソウ、つる植物のクズが優占する群落である ・ 耕作放棄地、造成跡地、伐採跡地などに形成される |

ウ 土地利用

表序-8 土地利用

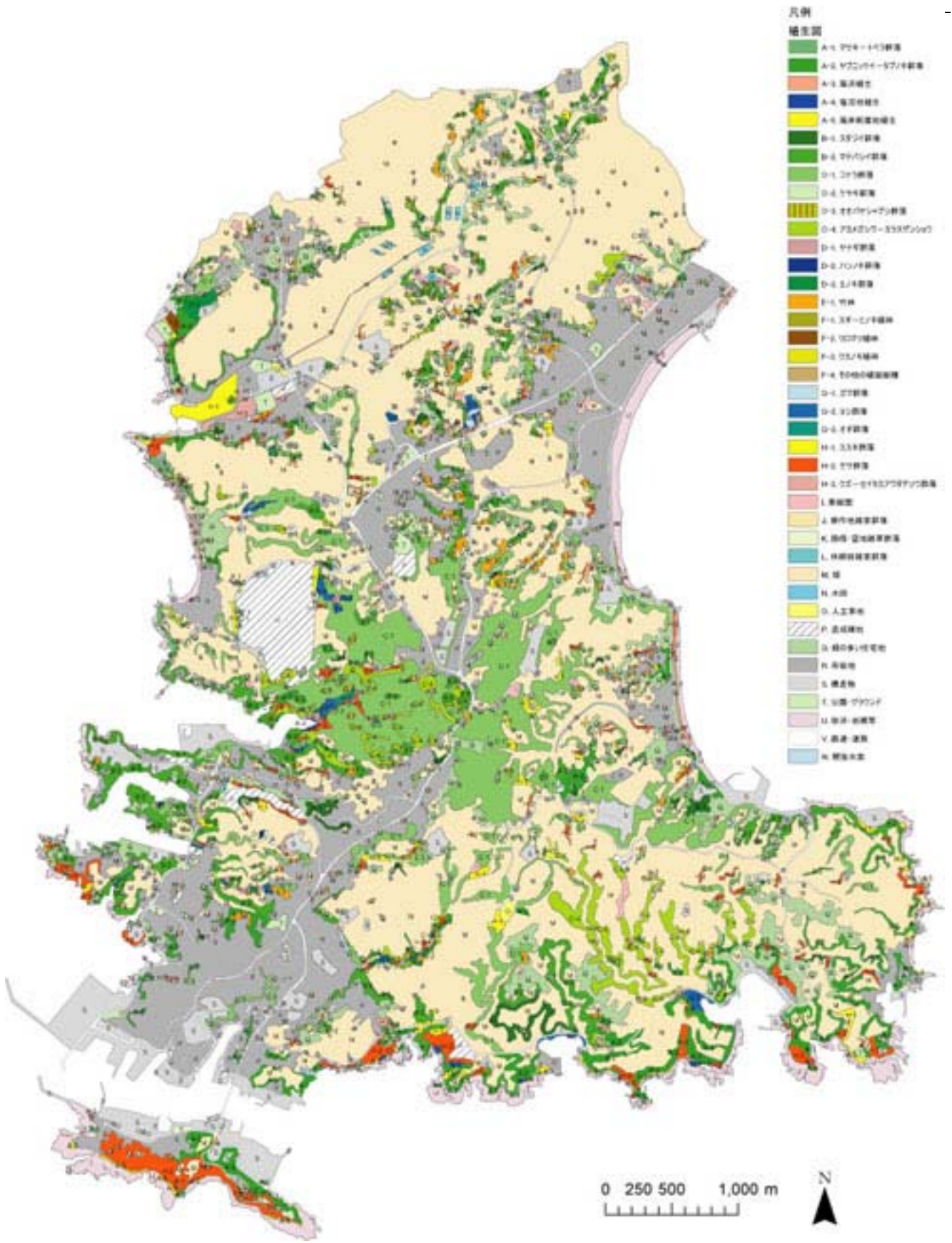
| | | |
|---|-----------|-----------------------------|
| I | 果樹園 | ・ 果樹が栽培される樹園地、茶畑、桑畑、苗木畑 |
| J | 耕作地雑草群落 | ・ 耕作地および休耕地等の雑草群落 |
| K | 路傍・空地雑草群落 | ・ 都市と周辺域の空地や造成地に成立する草本群落 |
| L | 休耕地雑草群落 | ・ 休耕となった水田に見られる草本群落 |
| M | 畑 | ・ 耕作されている畑 |
| N | 水田 | ・ 耕作されている田 |
| O | 人工草地 | ・ 人工的に形成された草本を主体とする土地 |
| P | 造成裸地 | ・ 造成によって人為的に裸地となっているもの |
| Q | 緑の多い住宅地 | ・ 屋敷材等によって敷地が緑におおわれた住宅地、集落地 |
| R | 市街地 | ・ 密集した住宅地、集落地 |
| S | 構造物 | ・ コンクリート等で形成された構造物 |
| T | 公園・グラウンド | ・ 公園、広場等の土地 |
| V | 鉄道・道路 | ・ 鉄道、道路用地 |

エ 砂浜・岩礁等 (U)

- ◇自然条件により植生が成立しない砂浜や岩礁等の自然裸地
- ◇今回の調査では、植生図に図化できないほど小面積の海浜植物群落、海岸断崖地植生群落は、「砂浜・岩礁等」に含めている

オ 開放水面 (W)

- ◇ため池、河川等



資料：平成 18 年度植生調査結果

図序-7 三浦市現存植生図

⑤ 緑被現況と推移

ア 緑被現況

都市計画基礎調査結果より、田、畑、耕作放棄地、山林、水面、荒地・海浜等を抽出し、これらに被われているものを緑被地として、これを図序-8 緑被現況図としてとりまとめました。

緑被現況図でみると、市街化調整区域では畑が広がる中に谷戸の斜面樹林として樹林地が形成されている様子がよくわかります。また、市街化区域内には一部にまとまった樹林が残されている他は、樹林や畑のみどりが少なく、多くが市街地となっていることがわかります。

なお、緑被で最も多くを占める畑は、本市の場合冬期から春期が作物栽培の主となっていることから、みどりの少ない冬期には一面に視覚のみどりを与えてくれます。一方、夏期には作物が栽培されていない場所も多く、視覚的なみどりが少なく感じることもあります。

イ 緑被率現況

緑被面積を、地区面積に対する緑被面積の割合として指標化したものを緑被率といいます。

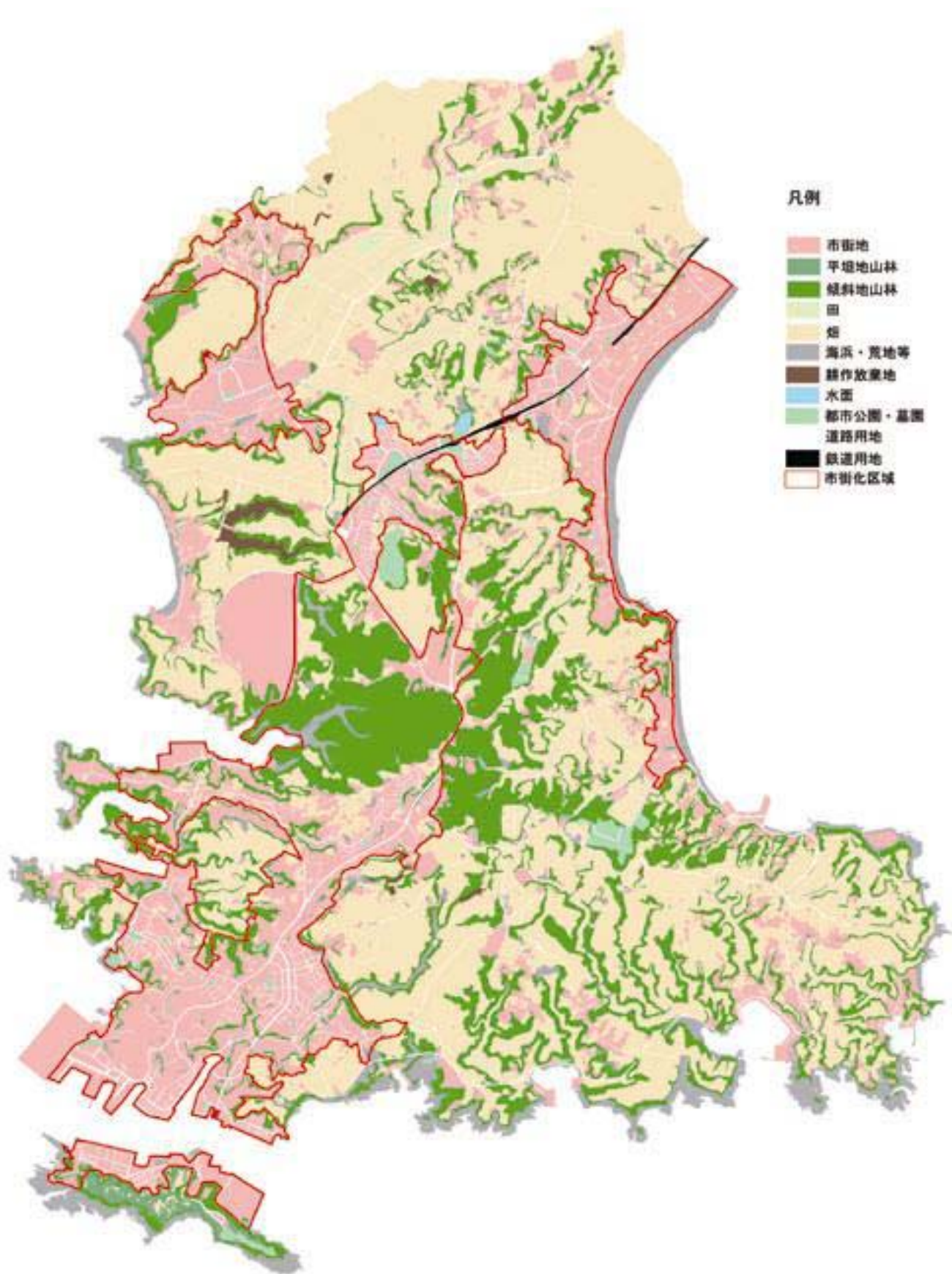
本市全域における緑被率は71.4%となっており、市街化区域内で33.3%、市街化調整区域で84.0%となっています。緑被率の過半を畑が占め、次いで樹林が多くなっています。

緑被率の状況を地区別にみると、市街化調整区域の各地区ではほとんどが80%を超える緑被率となっており、集落地周辺でも50%を超えています。一方、市街化区域内は、一部で80%を超えますが、25%未満にとどまっている地区が多く、三浦海岸駅周辺や三崎下町を中心に、緑被率10%未満の地区もみられます(図序-9 地区別緑被率現況図参照)。

ウ 緑被率の推移

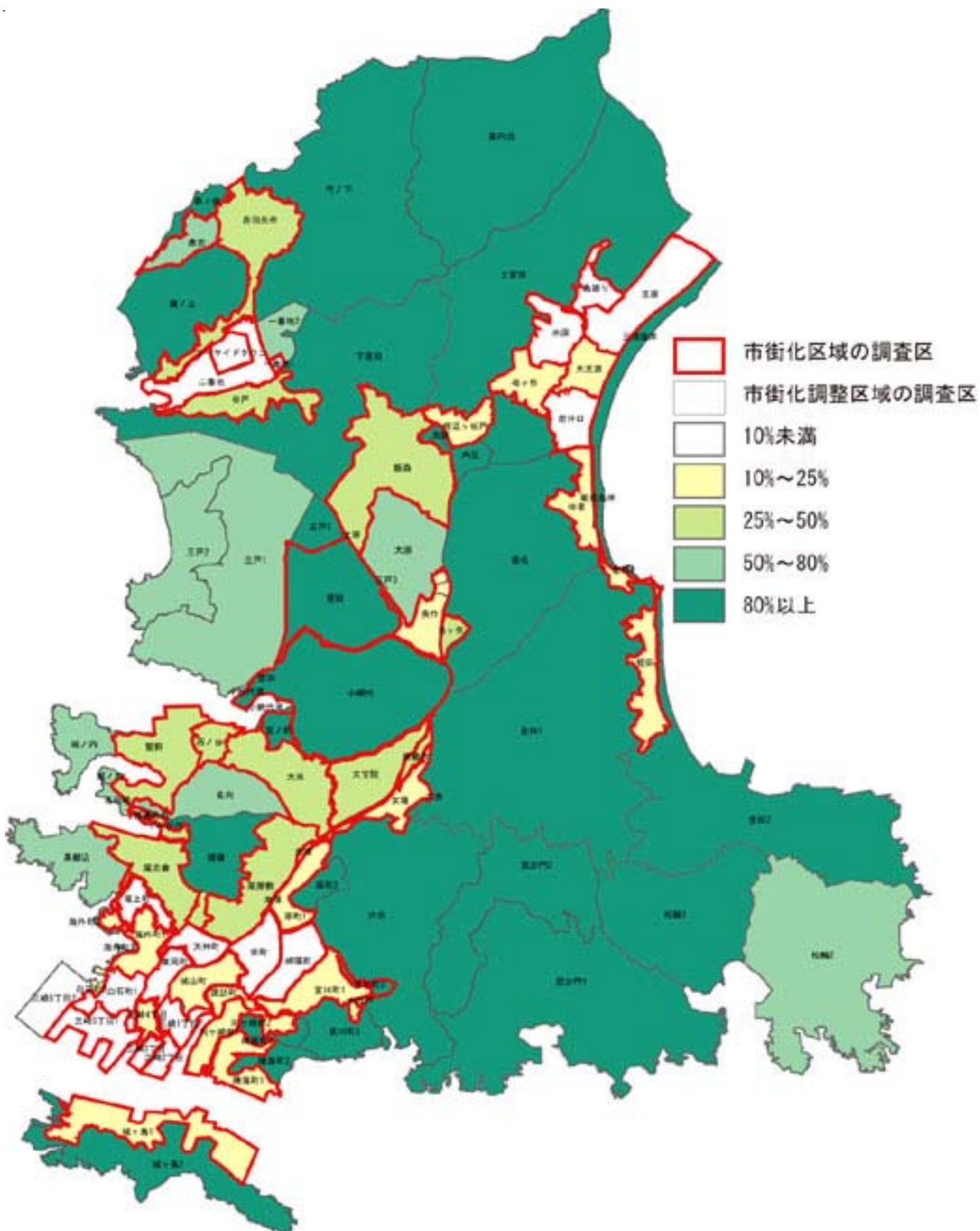
緑被率の推移については、全体的にはわずかに減少傾向にあり、これを緑被分類からみると、田が減少し、山林は微減、畑は微増となっています(図序-10 緑被分類別緑被率の推移参照)。

地区別の緑被率の推移をみると市街化調整区域では、ほぼ横ばいで推移しているのに対し、市街化区域では全般的に減少傾向で、特に初声地区で減少していることがうかがえます(図序-11 地区別緑被率の推移、図序-12 地区別緑被率内訳およびその推移参照)。



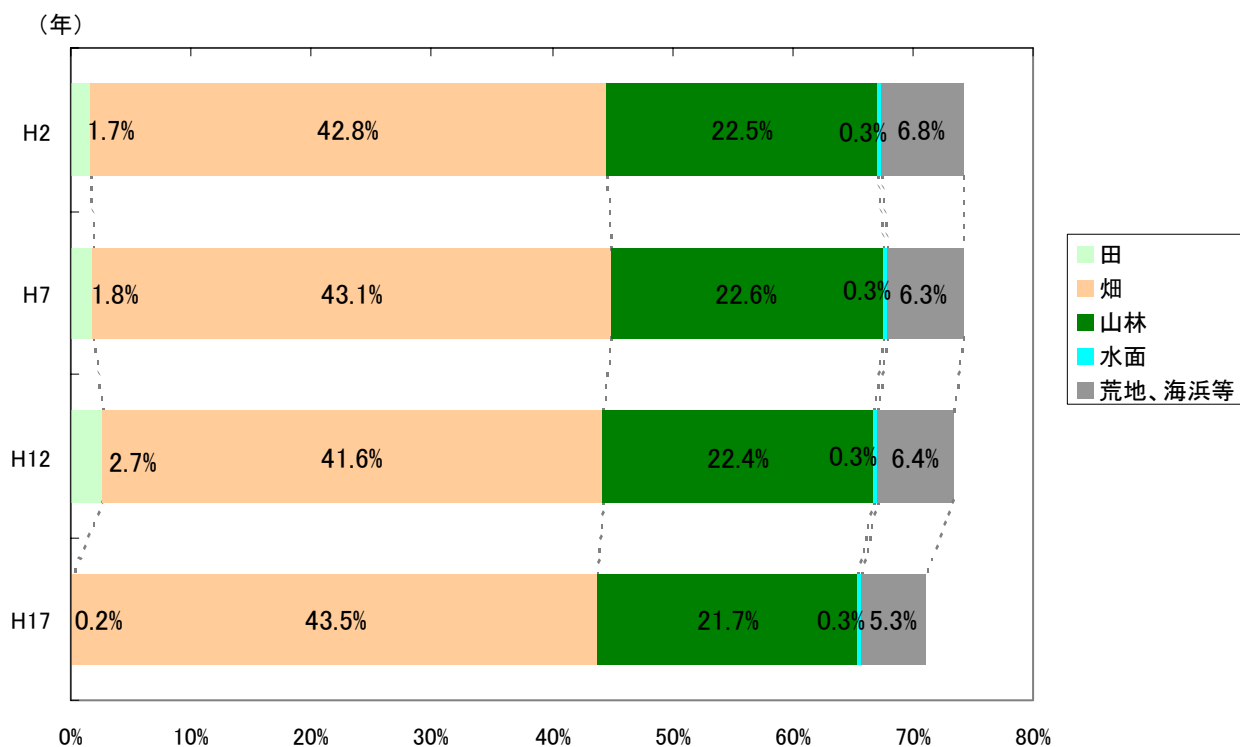
資料：平成 17 年都市計画基礎調査の
土地利用現況データをもとに作成

図序-8 緑被現況図(平成 17 年)

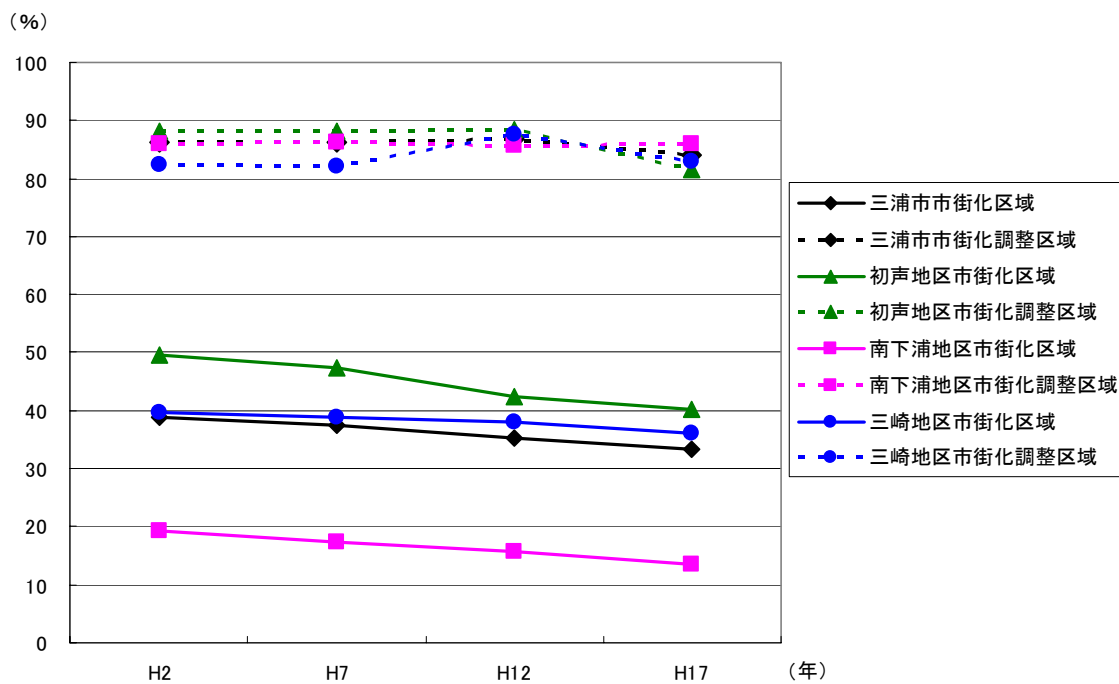


資料：平成17年都市計画基礎調査の土地利用現況データをもとに作成

図序-9 地区別緑被率現況図（平成17年）

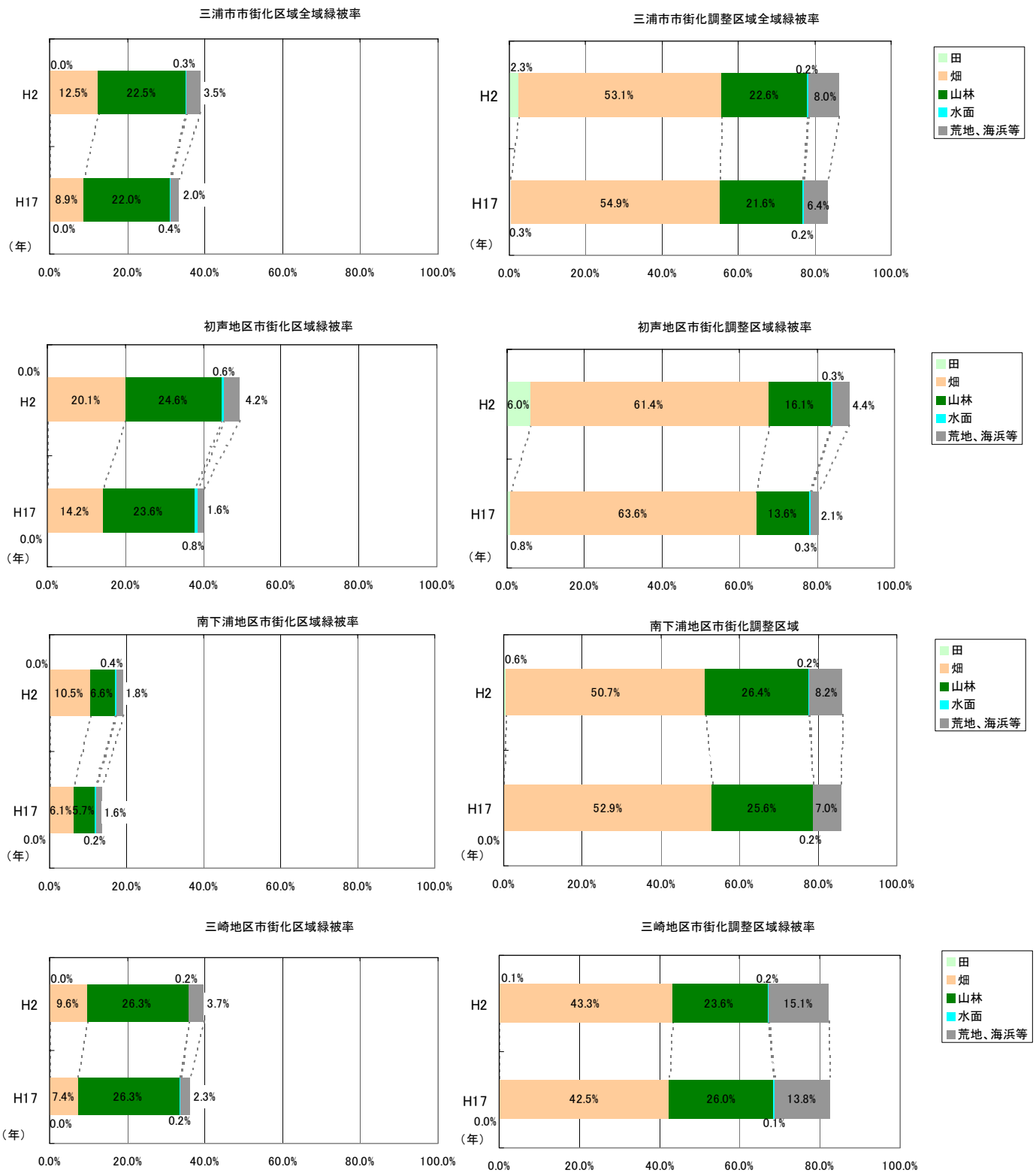


図序-10 緑被分類別緑被率の推移（市全域）



資料：平成 2、7、12、17 年都市計画基礎調査の土地利用現況データをもとに作成

図序-11 地区別の緑被率の推移



図序-12 地区別緑被率内訳およびその推移

資料：平成 2,7,12,17 年都市計画基礎調査の土地利用現況データをもとに作成

(3) 緑地の現況

施設緑地についてみると、都市公園が 34.09ha、公共施設緑地が 23.00ha、民間施設緑地が 20.63ha あり、都市計画区域人口一人当たりの施設緑地（民間施設緑地を含む）は 15.55 m²/人です。また、市街化区域内における人口一人当たりの施設緑地は 7.13 m²/人です。

地域制緑地は、大きく「法によるもの」「協定によるもの」「条例等によるもの」に分けられますが、本市については「協定によるもの」は該当がなく、重複をのぞくと地域制緑地全体で 1,884.97ha あります。

施設緑地および地域制緑地を合わせた緑地の総面積は 1,922.45ha であり、都市計画区域面積に対する割合は、61.15%となっています。また、市街化区域内の緑地の総面積は 219.40ha で、市街化区域面積に対する割合は 27.60%となっています。

表序-9 緑地の現況（平成 18 年度末現在）

| 区分 | | 市街化区域 | | | 都市計画区域 | | | |
|------------|-----------|-----------|---------|-------------------|----------|----------|-------------------|--------|
| | | 箇所 | 面積 (ha) | m ² /人 | 箇所 | 面積 (ha) | m ² /人 | |
| 施設緑地 | 都市公園 | 53 | 10.80 | 2.63 | 60 | 34.09 | 6.82 | |
| | 公共施設緑地 | 9 | 8.33 | 2.03 | 24 | 23.00 | 4.60 | |
| | 都市公園等 | 62 | 19.13 | 4.66 | 84 | 57.09 | 11.42 | |
| | 民間施設緑地 | 26 | 10.11 | 2.47 | 29 | 20.63 | 4.13 | |
| | 施設緑地 計 | 88 | 29.24 | 7.13 | 113 | 77.72 | 15.55 | |
| 地域制緑地 | 法によるもの | 風致地区 | 5 | 197.00 | 48.05 | 5 | 938.20 | 187.64 |
| | | 生産緑地地区 | 137 | 22.10 | 5.39 | 137 | 22.10 | 4.42 |
| | | その他法によるもの | 4 | 73.42 | 17.91 | 6 | 1,831.54 | 366.31 |
| | 協定によるもの | — | — | — | — | — | — | |
| | 条例等によるもの | — | — | — | 3 | 25.20 | 5.04 | |
| | 小計 | 146 | 292.52 | 71.35 | 151 | 2,817.04 | 563.41 | |
| | 地域制緑地間の重複 | — | 95.47 | 23.28 | — | 932.07 | 186.41 | |
| 地域制緑地 計 | 146 | 197.05 | 48.07 | 151 | 1,884.97 | 377.00 | | |
| 施設・地域制間の重複 | | — | 6.89 | 1.68 | — | 40.24 | 8.05 | |
| 緑地総計 | | 234 | 219.40 | 53.52 | 264 | 1,922.45 | 384.50 | |

(4) 緑化推進と自然保護の状況

① 緑化施策の状況

ア みどりの条例の概要

三浦市みどりの条例は、本市における良好な自然環境と緑地の保全および緑化の積極的な推進に関して必要な事項を定めることにより、市民が住み良いと感じることのできるみどり豊かな生活環境の確保に寄与することを目的に平成10年10月に策定されました。この条例の概要は以下のとおりです。

- ◇ 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(みどりの基本計画)の策定義務
- ◇ 三浦市緑の審議会の設置…市長の諮問に応じ、緑地の保全及び緑化の推進についての基本的事項又は重要事項を調査審議する
- ◇ 保護地区等の指定…指定に際しては審議会に諮問し、指定した場合は告示する。

表序-10 みどりの条例による保護地区等の概要

| 種類 | 内容 | 規模要件 | 届け出が必要な行為 |
|--------|--|-------------------------|-------------------------------------|
| 保全配慮区域 | 基本計画で自然環境保全上重要と判断された緑地 | 2 ha 以上 | ◇樹木等の伐採、刈取、移植及び譲渡 |
| 緑の保護地区 | 自然的郷土的な特徴を有する一団の樹林及び防災上維持することが必要な一団の樹林 | 1,000 m ² 以上 | ◇土地の区画形質の変更 ◇建物その他の工作物の新築、改築又は増築 |
| 保護樹木 | 郷土の緑を代表する樹木で以下のいずれかに該当するもの ◇1.5メートルの高さにおける幹の周囲が2メートル以上であること。 ◇高さが10メートル以上であること。 ◇株立ちした樹木で、高さが3メートル以上であること。 ◇はん登性樹木で、枝葉の面積が30 m ² 以上であること。 | | ◇水面の埋立て |

- ◇ 保護地区等の管理、助言及び指導、助成、買取の申出に関する事項
- ◇ 緑化の推進

市長…市が設置し、又は管理する施設の緑化を推進

市民、事業者に対し、苗木の供給、奨励金の交付、技術的な助言その他の援助が可能

市民…地域における緑化の推進活動に積極的に参加し、その活動に努める

事業者…事業所の敷地内の緑化推進に努める

表序-11 保護樹木指定一覧

| No | 名 称 | 幹周(m) | 樹高(m) | 所 在 地 | 備考 |
|----|-------------------|-------|-------|--------------|----|
| 1 | 諏訪神社の杣トキ | 4.5 | 15.0 | 南下浦町上宮田 655 | ◎ |
| 2 | 南下浦市民センターのクスノキ① | 3.8 | 20.0 | 南下浦町上宮田 3274 | ◎ |
| 3 | 南下浦市民センターのクスノキ② | 3.3 | 20.0 | 南下浦町上宮田 3274 | ◎ |
| 4 | 南下浦市民センターのクスノキ③ | 2.8 | 20.0 | 南下浦町上宮田 3274 | ◎ |
| 5 | 十劫寺のイチョウ(雄) | 4.5 | 20.0 | 南下浦町上宮田 3527 | |
| 6 | 円福寺のイチョウ(雄) | 4.0 | 18.0 | 南下浦町金田 258 | |
| 7 | 走湯神社のイチョウ(雌)① | 4.3 | 25.0 | 南下浦町金田 373 | ◎ |
| 8 | 走湯神社のイチョウ(雄)② | 4.5 | 20.0 | 南下浦町金田 373 | ◎ |
| 9 | 走湯神社のイヌマキ | 2.3 | 18.0 | 南下浦町金田 373 | |
| 10 | 走湯神社のヤブツバキ | 1.3 | 10.0 | 南下浦町金田 373 | |
| 11 | 芹沢家のヤマモモ | 4.7 | 18.0 | 初声町和田 3013 | |
| 12 | 延寿寺のナギ | 2.0 | 18.0 | 初声町下宮田 3403 | ◎ |
| 13 | 延寿寺のイチョウ(雌) | 3.5 | 20.0 | 初声町下宮田 3403 | ◎ |
| 14 | 光照寺のスタジイ | 5.0 | 8.0 | 初声町三戸 2473 | ◎ |
| 15 | 高梨家のタブノキ | 2.9 | 20.0 | 初声町下宮田 121 | |
| 16 | 白髭神社のフジ(紫)① | | 20.0 | 三崎町小網代 1793 | |
| 17 | 白髭神社のフジ(白)② | | 20.0 | 三崎町小網代 1793 | |
| 18 | 市役所本館前のスタジイ | 2.7 | 8.0 | 城山町 1-1 | |
| 19 | 市役所福祉会館下駐車場前のクスノキ | 2.7 | 18.0 | 三崎 1丁目 2-17 | |
| 20 | 三崎小学校のクマツ | 3.2 | 15.0 | 三崎 1丁目 20-32 | ◎ |
| 21 | 海南神社のイチョウ(雌)① | 4.6 | 15.0 | 三崎 4丁目 12-11 | ◎ |
| 22 | 海南神社のイチョウ(雄)② | 5.6 | 15.0 | 三崎 4丁目 12-11 | ◎ |

※備考に◎が記載されているものは「かまくらと三浦半島の古木・名木 50選」に選定されている樹木



諏訪神社の杣トキ



三崎小学校のクマツ(五常の松)

② 緑化推進活動の状況

ア フラワーロード事業（花とみどりのモデル事業）の概要

- ◇ フラワーロード事業とは国・県・市道沿いの植樹帯の維持管理を、市民のボランティアの方々の協力を得て、実施している事業です。
- ◇ 当初県事業でしたが、市は事業の重要性を認めたため、要領を定め市独自の事業として現在は実施されています。
- ◇ フラワーロードは、平成 19 年 3 月末現在 15 箇所、市道はもとより国県道も含めて実施されています。
- ◇ 国県道沿いのフラワーロードは横須賀土木事務所より花材提供を受けています。

表序-12 フラワーロード事業一覧

| No. | 名称 |
|-----|------------------|
| 1 | 三崎口フラワーロード |
| 2 | 三崎口駅フラワーホット |
| 3 | 飯森調整池下フラワーロード |
| 4 | 沓形グリーンストラクチャー |
| 5 | 金原フラワーロード |
| 6 | 飯森中区フラワーロード |
| 7 | 三崎小公園フラワーロード |
| 8 | 三崎口仲田フラワーロード |
| 9 | 若宮ホケットパーク |
| 10 | シーアイググリーンストラクチャー |
| 11 | 高円坊藤棚ホケットパーク |
| 12 | 三浦海岸駅フラワーロード |
| 13 | 陣場ホケットパーク |
| 14 | 引橋フラワーロード |
| 15 | 松輪フラワーロード |



平成 19 年 3 月末現在
資料：環境総務課

図序-13 フラワーロード事業位置図

イ 公園管理団体

公園の自主管理は、昭和 53 年に 6 公園からスタートし、平成 19 年 4 月 1 日現在 41 団体、4,320 人が参加しており、59 箇所の市管理公園・緑地および広場のうち、53 箇所で実施されています。

公園の自主管理の内容は、ごみ箱のごみ処分、除草作業(年 2 回程度)、ごみ収集となっており、各団体に対し、作業に対応した管理費用を支払っています。

③ 自然保護活動の状況

海浜部や樹林地など優れた自然環境が残っている地域で、NPO 法人小網代野外活動調整会議や三浦の自然を学ぶ会などいくつかの団体により、自然保護活動が行われています。



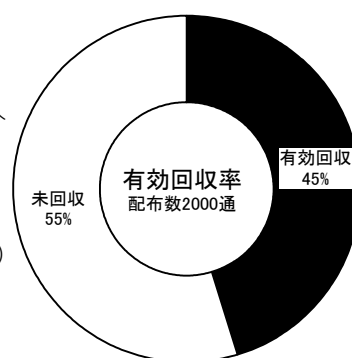
フラワーロード作業風景

(5) 市民意向の状況

三浦市では、市の将来像や土地利用の方向を示す「三浦市都市計画マスタープラン」および緑の保全と創出を計画的に推進する「緑の基本計画」の見直しにあたって、広く市民の意見をお聞きするため「三浦市未来のまちづくりアンケート」を平成18年8月～9月に実施しました。このうち、みどりに関係の深い項目について以下にその概要を示します。

① 調査内容

- ◇ 調査地域 : 三浦市全域
- ◇ 調査対象者 : 18歳以上で三浦市在住の方 2,000人
- ◇ 抽出方法 : 住民基本台帳より無作為抽出
- ◇ 回収数 : 908通
- ◇ 回収率 : 45.4% (回収908通/配布2,000通)
- ◇ 調査期間 : 2006年8月29日～9月28日

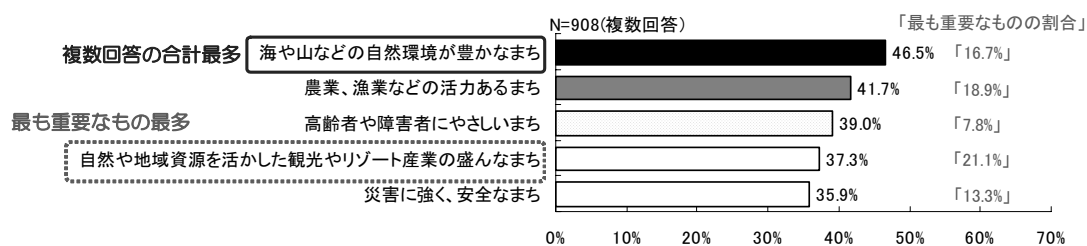


図序-14 有効回収率

② 市民意向の概要

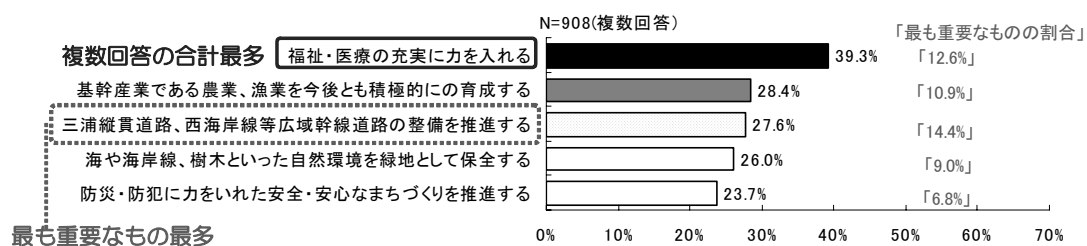
三浦市の将来像としてふさわしいものは？

⇒ 豊かな自然環境や地域資源を活かした活力のある都市づくりを進めるとともに、高齢化等への対応が求められていることがうかがえます。



図序-15 三浦市の将来像

これからのまちづくりに最も重要な施策は？

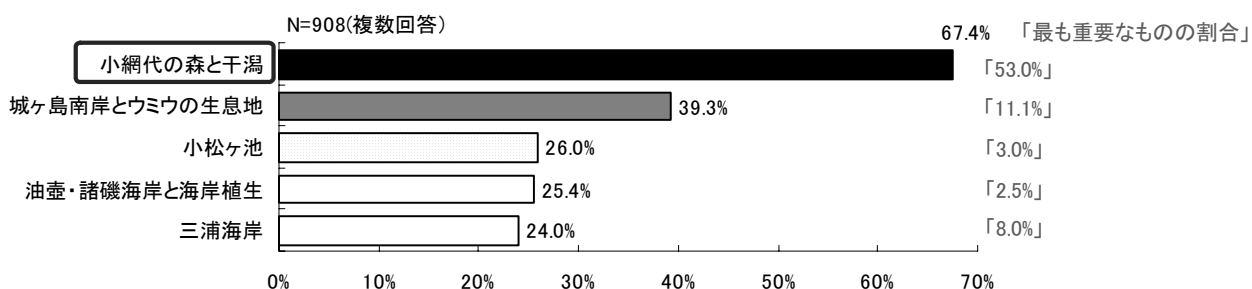


図序-16 まちづくりの重要施策

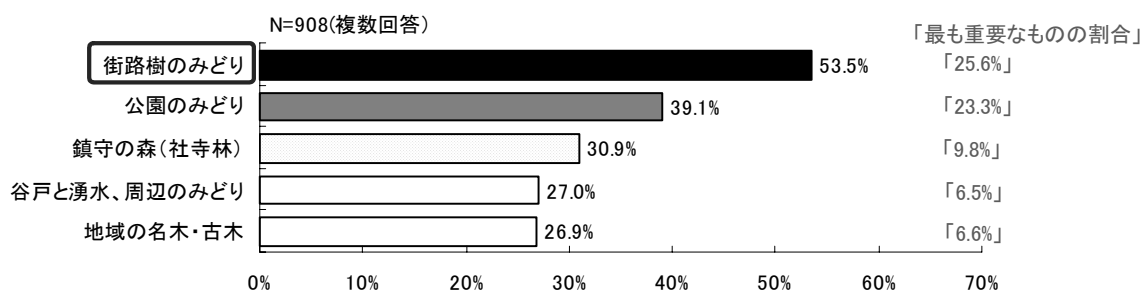
将来に渡って、三浦市で守りたいみどりは何ですか？

⇒ 規模の大きいみどりでは「小網代の森と干潟」を守りたいという意識が非常に高く、身近なみどりでは「街路樹のみどり」や「公園のみどり」など普段よく目にするみどりを大切にしたいという意識が高い傾向にあります。

規模の大きいみどり



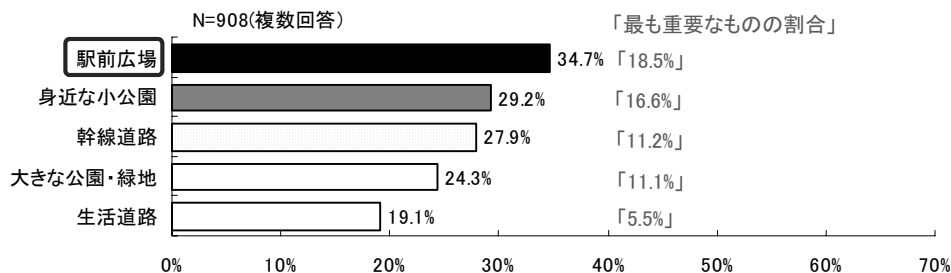
身近なみどり



図序-17 守りたいみどり

新たに花やみどりを増やしていくべき場所は？

⇒ 「駅前広場」が最多で、以下「身近な小公園」、「幹線道路」、「大きな公園・緑地」と続いており、身近な場所や普段から目にする場所にみどりを増やしたいという要望がうかがえます。



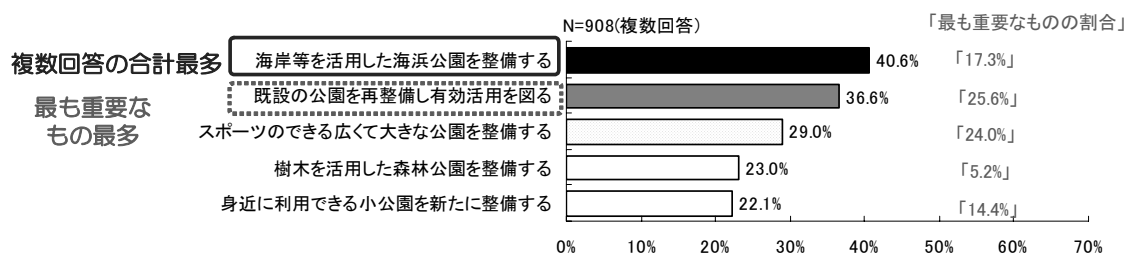
図序-18 新たに緑化すべき場所

今後、必要な公園は？ 公園整備に望むものは？

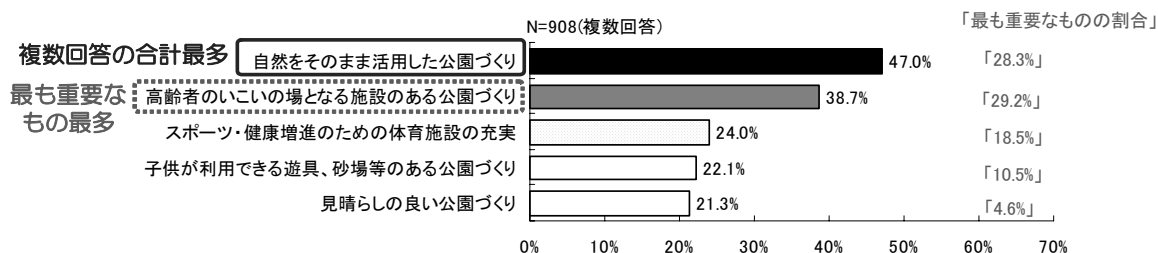
⇒ 今後、必要な公園については海浜公園の整備、既設の公園の再整備、大きな公園の整備の要望が高いことがうかがえます。

また、公園整備に望むものは、自然を活用した公園、高齢者向け施設への要望が特に高く、次いで体育施設の充実の要望が高くなっています。

今後、必要な公園は？



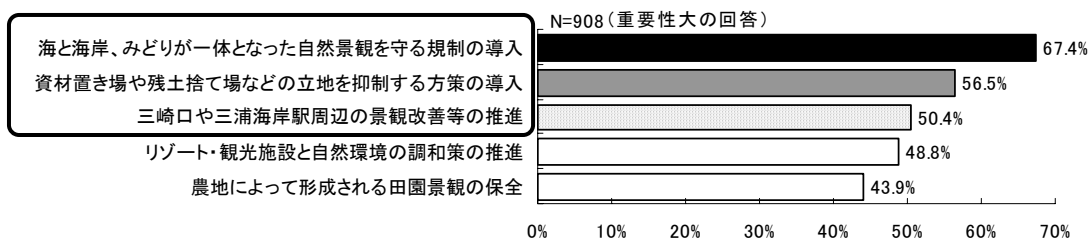
公園整備に望むものは？



図序-19 公園のあり方

今後の景観形成に重要なものは？

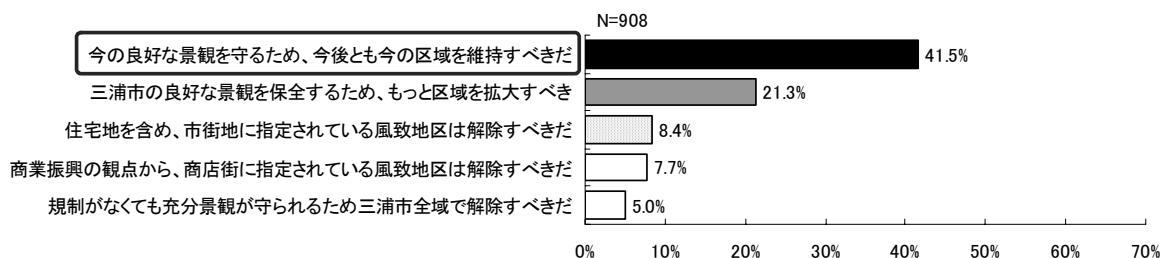
⇒ 景観づくりの重要性は 1. 自然景観を守る規制の導入 2. 残土捨て場等の立地の抑制 3. 駅周辺の景観改善の順となっており、いずれも 50%以上の高い割合でこれらの景観形成が望まれていることがうかがえます。



図序-20 今後の景観形成に重要なもの

風致地区のあり方は？

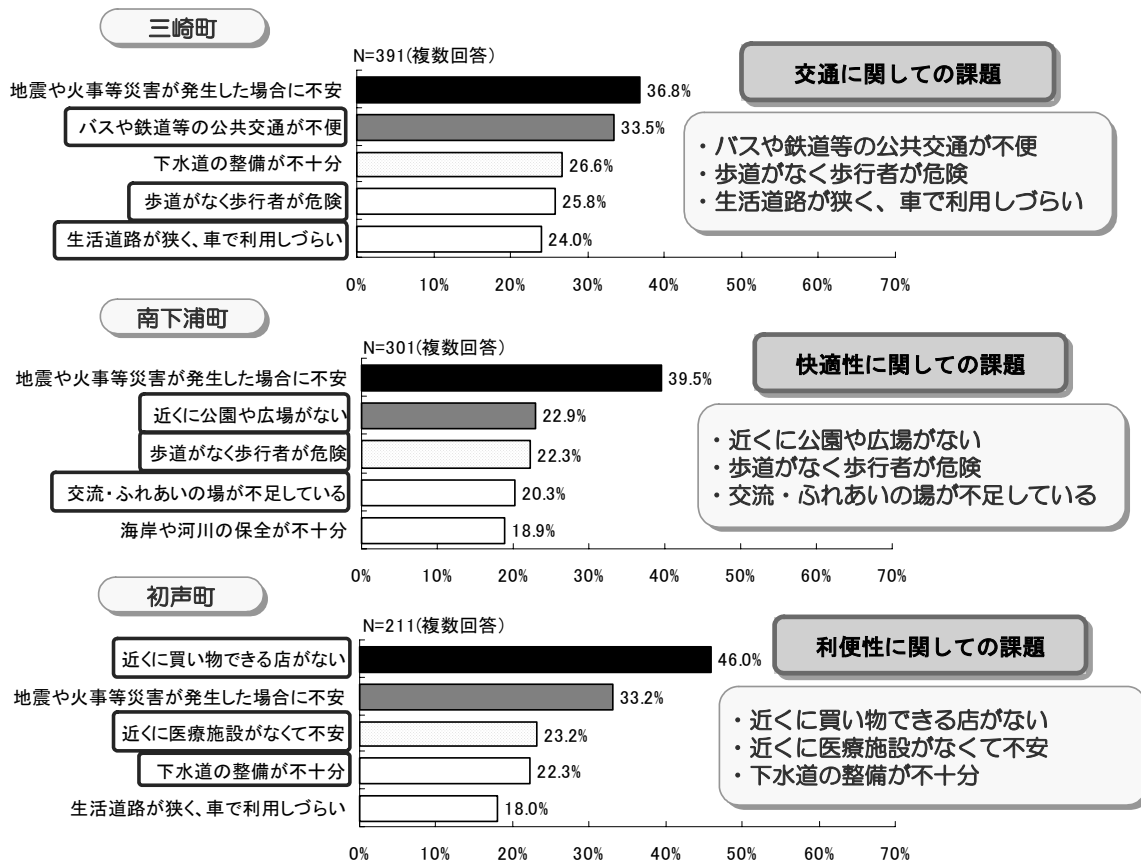
⇒ 今の良好な景観を守るため、風致地区の保全要望は区域の維持と拡大を合わせて62.8%と高い支持を得ています。一方、風致地区解除の要望も21.1%と一定の割合があり、留意が必要なことがうかがえます。



図序-21 風致地区のあり方

地域の課題は？

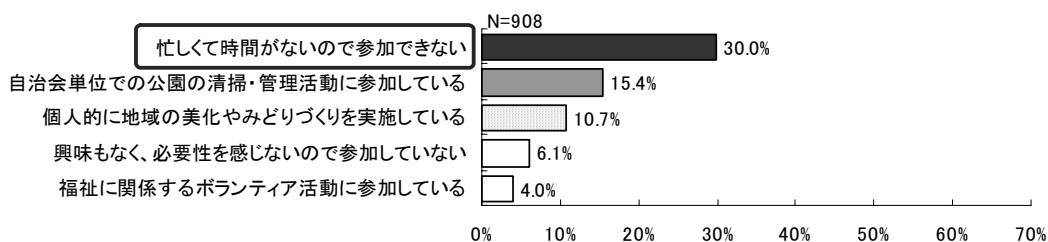
⇒ 地震・災害に対する不安については各地区共通の課題としてとらえられるが、三崎町では公共交通が不便等「交通」に関して、南下浦町では公園等の不足等「快適性」に関して、初声町では買い物のできる店の不足等「利便性」に関して、と地域の特性に応じた課題があることがうかがえます。



図序-22 地域の課題

市民協働に取り組んでいることは？

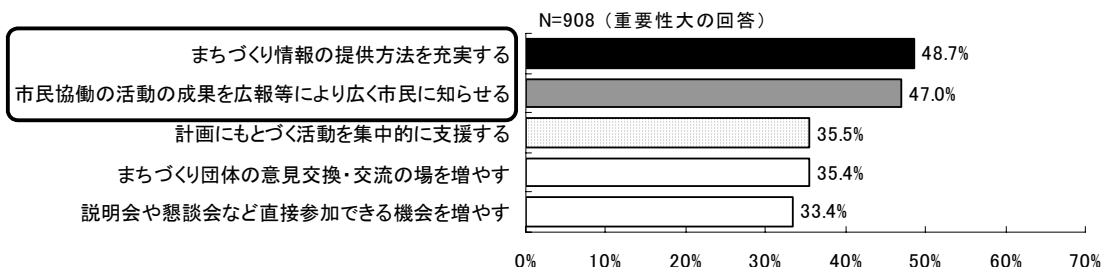
⇒ 参加できない人、興味がない人を合わせ市民協働に参加できない人は 36.1% となっています。一方、自治会での公園の清掃・管理活動等、市民協働参加者は 25.2%と一定の比率となっており、多様な市民協働が行われていることがうかがえます。



図序-23 市民協働の現状

市民協働を推進する施策は何か？

⇒ まちづくり情報の提供方法を充実する、活動の成果を広報等により知らせることは 重要性が高いと市民が感じていることがうかがえます。



図序-24 市民協働推進施策

3 計画改定の視点

(1) 現況からみたみどりの課題

① 環境保全機能

- ◇ 本市においては、市の外周を囲む自然海岸とそこに形成される貴重な海浜植生、その背後の斜面樹林、海からつながり台地に複雑に入り込む谷戸の斜面樹林が特に重要なみどりとなっており、これらを保全し、みどりの連続性を確保することが望まれます。
- ◇ 本市は緑被率約 71.4%と緑の現存量はまだ多いものの、その多くは代々農業に従事してきた方々が、営農することによって保全されてきた農地によって構成され(43.7%)、樹林地は少なく(21.7%)となっており、季節的なみどりの変化が大きくなっています。農業は本市の基幹産業の一つであり、本市は首都圏への食糧供給基地としての役割を持っていますが、一部で農地造成等での自然環境保全との調整が課題となっています。
- ◇ 樹林、河川、湿地、干潟、海が集水域として一体的につながっている小網代の森と、県内三大干潟に位置付けられる江奈湾の干潟については、三浦半島の貴重なみどりの拠点の一つとして、有効な保全策を講ずることが必要です。
- ◇ 多くの団体が自然保護のために活動しており、これらの団体との連携を進める必要があります。

② レクリエーション機能

- ◇ 市民に身近な街区公園については、市街地開発と同時に整備されたものは 20 年以上を経過し、施設の老朽化が目立っています。また、高齢化の進展につれ、誰にでも利用しやすい機能の公園が求められています。
- ◇ 近年続いた景気低迷の影響により、本市の財政事情も悪化し、公園整備、維持管理について十分な予算を確保することが難しい状況にあります。引き続き、予算の確保に努めますが、これを補完するため市民協働による公園の維持管理体制の強化を図る必要があります。
- ◇ 海水浴、マリッジジャーをはじめとする海洋レクリエーションの場となる海浜のみどりがあり、これが本市の魅力を形成しています。しかし、過剰なレクリエーション利用による海浜植生への影響等との調整を図っていく必要があります。

③ 防災機能

- ◇ 市街地の防災性を維持している斜面樹林や、防災空地となる農地等のみどりについては、その機能が維持されるよう保全を図っていく必要があります。
- ◇ 三崎町を中心とする密集市街地については、狭い道路沿いにブロック塀が続く防災上危険な状況にあるところが多く、これらを生垣等に変え、みどり豊かで安全な市街地に変えていくことが求められています。
- ◇ 既設の公園については、災害発生時にその防災機能を高めていく必要があります。

④ 景観形成機能

- ◇ 街路樹による道路緑化は多くないものの、フラワーロード事業等市民協働によるみどり豊かなまちづくり活動が市内各地に展開されており、今後ともその活動を推進することが必要です。
- ◇ 三浦らしい風景を形成する照葉樹林(常緑広葉樹)のみどりや農地景観の維持・保全を図っていくことが重要です。
- ◇ 三浦海岸駅周辺や三崎下町の商業地や工業地のみどりは、全般的に不足しており、また、駅前広場等の緑化要望も高いことから、みどりや花によるまちのイメージアップを図ることが求められています。
- ◇ 海岸線は、基本的に全て風致地区に指定され、豊かなみどりが保全されていますが、土地利用との関係では不具合が生じている地域もみられ、今後その見直しが必要となります。



安房崎越しに見た宮川地区

(2) 計画の見直しについての方向性

「(1)現況からみたみどりの課題」への対応を図るとともに、以下のような方向性を踏まえて計画の見直しを図ることが必要となります。

◆ 地球温暖化防止への貢献

本市に限って言えば、周囲の海から常に新鮮な空気が供給されるため、都市の局地的温度上昇現象のヒートアイランド現象とは無縁です。

しかし、地球規模の気候変動に目を向けると、二酸化炭素(CO₂)をはじめとする温室効果ガスの排出が、地球温暖化の要因となっていることから、1997年(平成9年)12月に気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された京都議定書において、我が国は二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を2008年(平成20年)から2012年(平成24年)の第1約束期間に基準年1990年(平成2年)から6%削減することが定められています。我が国では京都議定書の目標達成のための取組みとして、京都議定書目標達成計画(目標達成計画)を平成17年に閣議決定し、温室効果ガス排出抑制についての様々な方策がとられています。このうち、みどりについては二酸化炭素の吸収源という重要な役割が期待されており、地球温暖化対策の一つとしてみどりの持つ役割が従来以上に大きなものとなっています。



小網代湾と小網代の森

◆ 生物多様性の確保

みどりは生態系を形づくる基盤となっており、その保全と生物資源の持続的な利用の重要性が認識されており、1992年(平成4年)に「生物の多様性に関する条約」が採択され、我が国においても1993年(平成5年)に条約を締結し、推進のための国家戦略が策定され、生物多様性の確保に対する必要性がますます増大しています。

本市は谷戸のみどりや海浜植生をはじめ、多様な生物の生息空間が形成されている一方、アライグマ等の外来生物野生化による生態系の攪乱も危惧されており、生物多様性確保の観点から、みどりの保全について対応を図っていく必要があります。

◆ 法改正への対応

都市緑地法と都市公園法の相次ぐ改正により、計画の中に定められる項目が計画の策定当初より大幅に変化しています。特に、都市公園法の都市公園の設置基準は「緑の基本計画に都市公園の設置基準を定めた場合はこれに即す」としてみどりの基本計画の上位性が明確に打ち出されており、上記の基幹公園の位置づけ見直しに関連した対応をとる必要があります。

◆ 時代の変化にともなう見直し

近年、時代の流れが大きく変わっており、これにともない、かつてないほど市民協働が進む等、より豊かなみどりを求める新たなまちづくりの方向性が生まれています。また、公園施設の老朽化についての市民要望や高齢化への対応等も重要な要素となっています。

加えて、本市では当初の「三浦市緑の基本計画」策定の平成10年からすでに9年以上が経過しており、定期的な見直しのサイクルの時期にきています。

◆ 三浦半島公園圏構想の進展への対応

神奈川県と三浦市他関係市町が推進している、三浦半島公園圏構想が具体化しつつあります。また、平成18年3月には三浦半島公園圏構想の計画書が公表され、県と関係市町挙げて、国営公園の誘致活動が活発化しています。

今後は、国営公園連携地区に位置づけられる小網代の森など、三浦半島全体でみどりの保全を進めることがこれまで以上に重要となってくることから、この大きな流れに対応してこれまでの計画を大きく見直すことが必要とされています。

◆ 並行して策定される関連計画とのみどり施策の調整

現在、本市では都市計画に関する最も基本となる計画である都市マスの見直しが進められています。また、県が定める「三浦都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下、整開保とします)」についても並行して検討が進められています。

この都市マスおよび整開保において、みどりに関する施策はみどりの基本計画の内容と整合が求められていることから、これら関連計画とみどりの基本計画との調整に留意する必要があります。

◆ 神奈川みどり計画への対応

神奈川県のみどり政策の方針として「神奈川みどり計画」が平成18年3月に策定されました。これは、神奈川県全体でのみどりのネットワークの方針を示す計画となっており、三浦市については「三浦半島緑化域」「なぎさ緑化域」の二つの緑化域に含まれており、これらの方向性に沿った計画づくりが必要とされています。また、同計画の中では県が指定主体となる特別緑地保全地区、風致地区、生産緑地地区、近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区および自然環境保全地域等の地域制緑地の指定の考え方が示されており、本市の地域制緑地の配置・指定方針を示す場合、これらを踏まえた計画づくりが必要となります。

◆ 各種制度の見直しと体系化

本市には三浦市みどりの条例が制定されており、この条例に基づき本計画も策定されています。しかし、みどりの条例で制定した保護地区等の指定が進まないことや、現在おこなわれている様々な市民協働活動が体系的に取り組みされていないことから、これらの各種制度の体系化と見直しのための方向性を示す計画づくりが必要となります。

また、現行の開発指導要綱を「三浦市まちづくり条例」として制定する検討が進められており、開発指導によるみどりの確保の考え方を示す必要があります。



三崎町周辺の風景